

大分県報

令和五年
号外（九一）
九月二十六日

（火曜日）

目次

告示

海区漁場計画の変更……………一

○告示 示

大分県告示第四百十号

令和五年四月二十五日付け大分県告示第二百十二号において告示した海区漁場計画の区画漁業権（真珠養殖業に限る）について変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定により、変更内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を定めたので公示する。

令和五年九月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 海区漁場計画の変更内容

1 漁場計画番号

別表のとおり

2 免許の内容

(一) 漁業の種類

別表のとおり

(二) 個別漁業権又は団体漁業権の別

別表のとおり

(三) 漁業時期

別表のとおり

(四) 漁場の位置

別表のとおり

(五) 漁場の区域

別表のとおり

3 条件

別表のとおり

4 関係地区

別表のとおり

5 存続期間

別表のとおり

二 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

三 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし

2 漁場図

別図のとおり

（「別図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

四 免許予定日

令和六年四月一日

五 四に係る申請期間

令和五年十一月一日から同年十二月二十五日まで